

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年九月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び知事が指定した過疎地域」及び「この条、次条第一項第二号及び第三条第二項においてこれらを」を削り、「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第十条に規定する）」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする）」に改める。

第二条第一項第一号中「前条の法第二条第一項に規定する」を「過疎地域の公示の日から平成三十一年三月三十一日までの間に、当該」に、「及び前条の知事が指定した過疎地域内において特別償却設備に相当する設備を新設し、又は増設した者」を「（以下「特別償却設備設置者」という。）」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に改め、同項第二号中「又は指定」を削り、同条第二項中「当該設備」を「当該特別償却設備」に改める。

第三条第一項中「知事は」の下に「、特別償却設備設置者について」を加え、「又は第一条の知事が指定した過疎地域内の特別償却設備に相当する設備（以下「特別償却設備等」という。）」を削り、同条第二項中「又は指定」を削る。

第四条第一項中「特別償却設備等」を「特別償却設備設置者について、特別償却設備」に改める。

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十九年四月一日以後の過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（以下この項において「過疎地域」という。）内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を同日以後に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税免除又は畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税に係る同日以後の課税免除について適用する。

3 平成二十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に事業税又は不動産取得税の申告期限が到来した者に係る課税免除の申請期限は、改正後の条例第五条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して一月を経過した日とする。